

令和3年度

# 工事監査報告書

世田谷区監査委員



3世監第176号  
令和4年3月31日

世田谷区議会議長 様  
世田谷区長 様

世田谷区監査委員	田	中	文	子
同	中	根	秀	樹
同	上	島	義	盛
同	河	村	み	どり

令和3年度工事監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第5項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第5項の規定に基づく工事監査については、世田谷区監査基準（令和2年2月13日監査委員決定）及び令和3年度監査基本計画（令和3年3月9日監査委員決定）に基づき実施した。

## 第1 監査の対象

令和2年度から令和3年度監査実施日までに着手、施工又は竣工した工事のうち、次の工事を監査対象とした。

- 1 件名 雨水貯留浸透施設整備工事（中町五丁目25番から12番先外1箇所）
- 2 施工場所 世田谷区中町五丁目25番から12番先  
世田谷区深沢七丁目25番から中町五丁目9番先

## 第2 監査対象部

土木部

## 第3 監査の実施方法等

- 1 監査委員による監査  
令和4年1月28日  
監査資料、技術調査報告等による審査及び対象工事の現場調査を行うとともに、関係部課長等から事情聴取を行った。
- 2 事務局による監査  
令和3年12月21日  
工事調書、技術調査報告等による調査、検証及び対象工事の現場調査を行うとともに、担当者から事情聴取を行った。
- 3 技術調査  
令和3年11月2日  
工事の技術的な面については、公益社団法人大阪技術振興協会に調査（書類審査と現場調査）を委託した。

## 第4 監査の実施方針

- 1 区が発注した工事が適正に行われているかについて技術面や安全面の観点から監査を行った。
- 2 経済性、効率性、有効性に留意し、財務的な観点から監査を行った。

## 第5 監査の着眼点

- 1 設計は、適正かつ合理的なものとなっているか。
- 2 設計図書（図面、仕様書）及び積算は、適正かつ合理的、経済的なものになっているか。
- 3 施工及び施工管理は、適切に行われているか。
- 4 工事監理及び工事監督は、適正に行われているか。

## 第6 監査対象工事の概要

### 1 工事目的

平成25年7月に発生した集中豪雨において、広範囲の浸水被害が発生した谷沢川の中町・上野毛地区について、谷沢川分水路が完成するまでの期間における対策として、令和5年度までの雨水貯留浸透対策を主体とする道路整備を実施する。

### 2 工事概要

(1) 契約方法 一般競争入札（総合評価方式）

(2) 契約相手 マツレキ株式会社

(3) 契約金額 87,428,000円（消費税込み）

なお、既存路盤掘削後に判明した地中障害物の除去及び舗装表面強化工の追加、交通誘導員の増員など、工事現場の状況に応じた仕様変更等により、令和4年2月14日付の契約変更で、契約金額が92,316,400円（消費税込み）となった。

(4) 契約日 令和3年7月20日

(5) 工期 令和3年7月20日から令和4年2月25日まで  
（追加工事が必要となる見込みとなったため、令和3年12月14日付契約変更により工期を延長）

(6) 工事箇所（令和4年2月14日付契約変更後）

①特別区道（32-C374）中町五丁目25番から12番先  
道路延長199.6m、道路幅員5.5～6.0m、  
道路面積1,208㎡、舗装面積1,083㎡

②特別区道（32-C285）深沢七丁目25番から中町五丁目9番先  
道路延長165.8m、道路幅員5.9～6.2m、  
道路面積985㎡、舗装面積878㎡

(7) 工事内容 (令和4年2月14日付契約変更後)

主な工種	内容	数量
排水施設工	特殊L型溝 (240mm用)	372.5m
	特殊L型溝 (300mm用)	294.1m
	U型溝 (240mm用)	236.9m
	U型溝 (300mm用)	229.9m
	U型溝補足コンクリート	119.3m
	片側浸透U型溝 (240mm用)	16.3m
	片側浸透U型溝 (300mm用)	64.9m
	浸透U型柵	24箇所
	横断暗渠ブロック	69.1m
	雨水貯留浸透施設 (9m×1列×3段)	4箇所
	雨水貯留浸透施設 (15m×1列×1段)	1箇所
	取付管布設及び支管取付	6箇所
	人孔高さ調整工	一式
舗装工	透水性舗装 (表層工 舗装厚 35cm 仕上厚 25cm)	1,961 m <sup>2</sup>

## 第7 技術調査の結果

公益社団法人大阪技術振興協会へ委託した技術調査の結果は、下記のとおりである。

### 1 個別所見

#### (1) 設計図及び詳細図について

設計図のうち、雨水貯留浸透施設整備構造図において「板材」等の表示に関し不明確な部分がある。また、浸透シートの留め具の品質・形状及び数量や土留め工設置の範囲等設計書に計上した事項をできるだけ図面に記載し施工条件とする必要があるので、今後の設計図作成時には、十分確認し請負者の適切な理解を得られるように留意されたい。

#### (2) 特記仕様書について

特記仕様書の工事に関する技術的な事項 (例えば浸透施設に使用する浸透シート留め具の品質・形状及び単位当たりの使用量等) につ

いて記載が不十分であるので留意されたい。また、工事期間中の歩行者用通路について、「勾配が急な場合は必要に応じて階段等を設け、全体の勾配を緩くするなどの措置を講じ、転倒等がおきないように十分に配慮すること」と記載しているが、「スロープ等」が今日的表現であるので、今後留意されたい。

### (3) 施工計画書について

請負業者から提出される施工計画書は、誰が、いつ、何を、どのようにするのかを明確にし、読みやすく、取り扱いしやすくする必要があるので、ページを振るとともに、施工計画の構成項目（施工管理計画、安全衛生管理計画、資材管理計画の他に工程管理、品質管理、出来形管理、写真管理、段階確認等）を整理し、各項目の主旨を記載するよう指導されたい。

### (4) その他の所見（一般的な留意点）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、いわゆるウィズコロナ、アフターコロナといわれる時期における社会資本整備を担う者にとっては、地域社会の安全・安心の確保は極めて重要な問題であると考えられる。したがって、このような時期における社会資本整備事業の発注者は、引き続き工事における新型コロナウイルス感染防止について、対処方針をしっかりと定め社会的責任を果たす必要がある。その方策として、今回対応しているのと同様に、特記仕様書において新型コロナウイルス感染防止対策を考慮した施工計画を樹立して作業を行うことについて請負業者に注意喚起を求める検討をされたい。

## 2 総合所見

本件工事全体の調査結果は、「工事の計画、設計、積算、契約事務、施工及び施工管理、工事監理及び検査等の各段階における合理性・経済性・効率性・有効性・透明性等の観点から、当該工事の着手前の書類、着手後の書類及び現地調査を実施した結果、概ね適正に執行されている」と判断された。

## 第8 監査の結果

監査の結果、雨水貯留浸透施設整備工事（中町五丁目25番から12番先外1箇所）については、概ね適正に行われていると認められた。

## 第9 意見

監査の結果は上述のとおりであるが、今後の工事に資するため、地方

自治法第199条第10項に基づき、監査の結果に添えて次のとおり意見を述べる。

区では、「水害に強い安全・安心のまち世田谷」を目指して、平成21年に「世田谷区豪雨対策基本方針」、同22年に「世田谷区豪雨対策行動計画」を策定し、その後の基本方針・行動計画の改定を経て豪雨対策に取り組んできた。行動計画では、豪雨対策における施策を優先して実施していくとともに、流域対策の基準を強化するなど、豪雨対策の効果を早期に発現する必要がある地区をモデル地区として位置づけている。平成25年7月に発生した集中豪雨により広範囲の浸水被害が発生した谷沢川の「中町・上野毛地区」も、同26年にモデル地区に追加された。こうした中、区は、令和元年東日本台風や近年頻発している局所的な集中豪雨等による浸水被害を踏まえて、令和4年度からを計画期間とする「世田谷区豪雨対策行動計画（改定）」を策定した。

本件工事は、「中町・上野毛地区」において、谷沢川分水路が完成する令和5年度までの期間における対策である雨水貯留浸透対策を主体とする道路整備の一環として進められた（別紙「中町・上野毛地区雨水貯留浸透施設実績図」参照）。本件工事では、透水性舗装や雨水貯留浸透施設、片側浸透U型溝、浸透U型柵などの浸透施設が設けられ、「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づく約174 m<sup>3</sup>の流出抑制対策量が確保された。この結果、平成26年度から令和2年度までに整備された道路などの公共施設の約640 m<sup>3</sup>、民間施設の約2,980 m<sup>3</sup>、合計約3,620 m<sup>3</sup>の対策量を合わせて、令和5年度までの目標値である約5,400 m<sup>3</sup>に対して7割程度の対策量が達成された。それぞれの浸透施設は、耐久性や隣接する土地利用状況などを考慮した上で、適した場所に設置されており、今後も、新たに策定された行動計画に基づく目標達成に向けて着実に取り組み、浸水被害の軽減に努められたい。

なお、本件工事現場では、工事資機材の散乱もなく整理整頓が行き届いた状態で工事が丁寧に進められ、施工内容により道路を全面通行止め又は片側通行に規制する際は、警備員を適切に配置するなど、安全面についても配慮されていた。今後も区が発注する工事の施工に当たっては、施工業者に対する適切な指導を行うなど、発注者としての適切な安全管理に努めるとともに、技術調査の結果における助言を活かしながら、より良い安全な工事の施工に向け努力されたい。

(別紙)

中町・上野毛地区 雨水貯留浸透施設実績図

